

十和田市スポーツ少年団 各位

十和田市教育委員会
教育長 丸井英子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた
スポーツ少年団活動の休止期間の延長について（通知）

皆様方には、スポーツ少年団の活動における、新型コロナウイルス感染拡大防止策について、ご理解とご対応をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和4年2月1日付け十市教ス生第906号により2月28日までのスポーツ少年団の活動の休止を要請しているところではありますが、県内における新規感染者の発生状況から、県で県有施設の休館、使用中止や県立学校における部活動の禁止等の緊急対策期間の延長を決定したことを踏まえ、本市においても、市有施設の休館、使用中止の措置期間及び小中学校の部活動の禁止期間を延長することといたしました。

つきましては、スポーツ少年団についても、次のとおり活動休止期間の延長を要請しますので、児童生徒、指導者、保護者等に周知の上、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解、ご対応くださるようお願いいたします。

○スポーツ少年団活動について

- ・令和4年3月6日（日）まで、活動（対外試合、練習を含むあらゆる活動）を「休止」とする。
- ※ただし、全国・東北大会やそれらの上位大会につながる県大会への参加及び大会前の活動は、一部制限しながら実施可能とする。

なお、上記の内容は各十和田市立小・中学校長宛に通知しました部活動の取扱いに準じた内容でありますこと、市有施設の休館、使用中止の措置期間についても同期日まで延長としていること、また、本通知の措置については今後の県内及び本市の感染状況等によって変更する可能性があることを申し添えます。